医薬品

第2部

後発性利益の享受】

ーメイド・バイ・バングラデシュ企業

村山 真弓

)後発途上国随一の製薬産業

製薬産業といえば、世界的には欧米・日本を中心とする先進国企 性性を誇り、他方ジェネリック医 位性を誇り、他方ジェネリック医 位性を誇り、他方ジェネリック医 なるというエアを伸ばしてい る産業である。そのなかで後発開 発途上国(Least Developed Country:LDC)の一員であるバングラデシュの製薬産業は、きわめて 活発な地場企業によって医薬品の 自給に近づいているというユニー クな事例といってよいだろう。

まだ少ないものの増加傾向にある。

なぜ地場企業が成長したのか

大配するようになる。 一九四七年のインド・パキスタ 地時代のインドでは、カルカッタ 地時代のインドでは、カルカッタ だった。パキスタン時代には欧米 だった。パキスタン時代には欧米 だった。パキスタン時代には欧米 だった。パキスタン時代には欧米 だった。パキスタン時代には欧米 だった。パキスタンドでは、カルカッタ

こうした状況を大きく変えたの こうした状況を大きく変えたの
に要品について製造方法に関する
医薬品について製造方法に関する
等許(製法特許)のみを認め、新
等に含まれる新規化合物に対する
薬に含まれる新規化合物に対する
本業の新薬を模倣し、ジェネリッ
企業の新薬を模倣し、ジェネリッ
企業の新薬を模倣し、ジェネリッ

どがバングラデシュの地場資本企

地場企業による国内市場占

れている。その国内企業のほとん六○の国内企業によって国産化さ

現在、国内需要の九七%は約二

医薬品輸出は生産全体の五%程と有率は約九割に達している。一方、

成長の途が拓かれた。他方、クー成長の途が拓かれた。他方、クー成長の途が拓かれた。他方、クー成長の金薬品の生産・輸入を禁止し要な医薬品の生産・輸入を禁止し要な医薬品の生産・輸入を禁止し要な医薬品の生産・輸入を禁止し要な医薬品の生産・輸入を禁止し要な医薬品の生産・輸入を禁止し要な医薬品の生産・輸入を禁止しずるとともに、そうした医薬品の国産化、特に地場資本による生産を奨励することにあった。

具体的には、最終製品や原薬に 関して、国内に同じか類似の代替 時るとされた。また外国企業に関 するとされた。また外国企業に関 するとされた。また外国企業に関 で存在する場合には、その供給 関しては、同じか類似の医薬品が 再一で存在する場合には、がング 国産で存在する場合には、がング 国産で存在する場合には、が必 は、バング 国産で存在する場合には、が必 が不十分な場合を除き輸入を禁止 が不十分な場合を除き輸入を禁止 が不十分な場合を除き輸入を禁止 が不十分な場合を除き輸入を禁止 が不十分な場合には、がング 国産で存在する場合には、が必 があるとされた。また外国企業に関 を禁止 を禁止 を禁止

> の氾濫、 う負の側面も残った。 薬品の品質管理が看過されるとい 薬品行政機関の強化が進まず、 統的医薬品に関する規制放置、 業によるシェアは、一九八一年の い製品の生産に限定するとした。 国籍企業については、製造が難 工場による低品質、 台まで増加した。他方で、小規模 三五%から一九九一年には六○% 生産は急増した。なかでも地場企 した。さらに、 この政策の結果、 密輸・闇市場の横行、 国内で操業する多 有害な医薬品 国内の医薬品 医 医 伝

外資規制から誘致の

して策定された。多国籍企業の 変化に対して、新政策は、地場 貿易体制の製薬産業への影響と まれつつあったグローバルな自 界貿易機構(WTO)の傘下で生 における目覚しい発展と成果、世 存在、世界の製薬産業界・医学界 占めるまでに成長した地場企業の りを経た二〇〇五年、新たな国 上とともに、 業による輸出拡大も含めた能力向 った状況の変化がある。こうした 景には、国内医薬品市場の八割を 医薬品政策が制定された。その背 画期的な政策施行から二〇年余 外国投資誘致を重視

国内市場トップ10企業(2011) 耒 1

我 「 国内山場 「 / /	IO EX	(2011)
	市場シェア (%)	売上高 (100万タカ)
Square Pharmaceuticals Ltd.	18.7	15725.8
Incepta Pharmaceuticals Ltd.	9.3	7851.5
Beximco Pharmaceuticals Ltd.	8.8	7415.0
Opsonin Pharma Ltd.	5.1	4275.4
Renata Ltd.	4.9	4076.8
Eskayef Bangladesh Ltd.	4.7	3980.3
ACI Ltd.	4.3	3578.2
Acme Pharmaceuticals	4.2	3500.7
Aristopharma Ltd.	4.1	3412.8
Drug International Ltd.	3.7	3070.2
トップ 5 社	46.8	39344.5
トップ 10 社	67.8	56886.5
トップ 20 社	84.9	71382.5
その他企業	15.1	12661.6
合 計	100	84044.1

(出所) Saad, Khondakar Safwan. An Overview of the Pharmaceutical Sector in Bangladesh, BRAC EPL Stock Brokerage Ltd. 2012. 原資料は IMS データ。

出 0 託生産も可能になった。これによ 工場を持たない外国企業からの委 提として、 移転が狙いである。 地場企業への技術、 質新薬へのアクセス確保と同時に ス生産が認められる。これは高品 薬に関しては、 て、 増加が目指されている。 バングラデシュ製薬企業の輸 既存設備の有効活用ととも バングラデシュに生産 右記の条件を満たす新 国内でのライセン また輸出を前 専門的知識の

され、 認められる。 物質特許、 RIPS協定)」である。この協 of Intellectual Property Rights: greement on Trade Related Aspects 易関連 年に締結された「知的所有権の貿 は、 に至ったもうひとつの重要な要因 までに国内の特許法の改正を完了 項が盛り込まれていた。これに基 て、 定は原則WTOの全加盟国に適用 定の履行の延期を認めるという条 二〇〇五年国家医薬品政策制定 途上国に対してTRIPS協 WTO設立に先立つ一九九三 例えばインドは二〇〇五年 医薬品に関しては製法特許 0) 側面に関する協定 用途特許、 ただし経過措置とし 製剤特許が Â Т

> る。 きるという特権がある。 を生産し、 許によって保護されている医薬品 デシュには、 という観点から、 アクセスを保障し公衆衛生を守る 六年一月一日まで認められてい の存在しない国に対して輸出で すなわち、 ては、 また同じように特許保 万人に対して医薬品 他の国・ その間、 現時点では二〇 地域では特 バングラ

の現状

医薬品、

とりわけインド、

中国等

薬企業を保護すると同時に、

玉

民

類似医薬品との競争から地場製

高品質な新薬を入手できるよう

内での製造が認められる。

これ

は

カ国以上で登録された新薬のみ国

オーストラリア)

のうち、

最低二

ドイツ、フランス、

日

地場企業の製品と競合するような

七カ国

(アメリカ、

イギリス、

ス

第一に、

医薬品規制の強

い先進

認められている。

の拡大は、

幾つかの条件のもとに

関する姿勢である。

外国・多国 直接投資、

大きな変更点は、

この外国投資に

企業の活動範囲は、

ラ 籍

イセンス・委託生産の形態にお

13

て大幅に拡大された。

同時に、

そ

割を厳しく規制した旧政

策

から

にすることが目的

であ

転を果たしていたものや、 0 0 5 業はすべて地場企業である。 Square Pharmaceuticals の創業は 寡占市場にある で市場シェアが四割を超える売手 約二六○社であるが、 る。 する意識と購買力の ン 農村市場へ 景には、 である。 に一〇%を超える伸びを示してき 九五八年に遡る。 グ浸透、 ライセンス生産を通じて技術移 の企業のなかには、 独立以来、製薬産業は平均で年 現在国内で操業しているのは アパレル産業に次ぐ成長ぶり 『政策以前から多国籍 国内医薬品市場拡大の背 保健関連インフラの改善 、の医薬品のマーケティ 般の人々の健康に関 (表1)。 トップ一〇企 向上等があ トップ四社 一九八二年 最大手 企業

> 場企業の成長に貢献した。 持つ従業員が多数、 れる。 って地場企業となったものが含ま を機に多国籍企業の資本買収に ら地場企業に移動したことも、 練労働者など実践的知識、 経営幹部、 エンジニア、 多国 P籍企業: 経 験 地 か 熟

課題と展り

ある。 外資との提携が期待されている として、 医薬品規制の厳しい先進国市場 製薬産業の競争力に及ばない。 リジナルな原薬をゼロから開発 きていない。 かである。 の参入基準を満たした企業はわず 市場を主なターゲットとしており、 を得ないという状況があるため ることができず輸入に依存せざる メリットを実はまだ十分に活用 たジェネリック医薬品である。 品は、大部分がブランド名の バングラデシュ 先述のTRIPS協定免除 どの企業も成長を続ける国 その点ではインドや中国 先進国外資による投資 こうした状況の打開 その主な理由は、 の製薬産業の 0 ま Ŕ 内 0 で す オ で 61

究所 (むら やま 新領域研究センター まゆみ アジア経 済 である。

この例外規定は、

L D C に